

特定処遇改善加算に基づく取り組み

令和元年10月1日より消費増税に伴う報酬改定において、職員の更なる処遇改善として「特定処遇改善加算」が新設され、特定処遇改善加算取得ルールに基づき、特定処遇改善加算対象事業所の福祉・介護職員の社会保険加入者（加入期間1年以上）を対象にグループ分けし、処遇改善を実施します。なお、利用実績による加算総額および分配する対象職員数等の変更により特定処遇改善一時金は毎年変動することとなることを申し添えます。

記

■特定処遇改善加算対象事業

生活介護、自立訓練、就労移行、就労B型、共同生活援助、居宅介護、同行援護

■賃金の特定処遇改善の対象者および改善時期

Aグループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でグループ法人内の勤続年数10年以上の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者およびサービス管理責任者

Bグループ：特定処遇改善加算対象事業所の職員でAグループ以外の介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者およびサービス管理責任者、または生活支援員・就労支援員・職業指導員・目標工賃達成指導員・世話人・介護職員

※令和5年度の特定処遇改善については、以下の期日に一時金として支給します。

令和5年7月・12月賞与日および令和6年5月給与日

※特定処遇改善加算対象外事業所の職員については、今年度は事業の収益より支給します。

■賃金以外の具体的取り組み

◇入職促進に向けた取組

・法人ホームページに経営理念等を掲載

◇資質の向上やキャリアアップに向けた支援

・専門性の高い技術・知識を取得するための外部研修の参加

◇両立支援・多様な働き方の推進

・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度

◇腰痛を含む心身の健康管理

・事故トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制整備

◇やりがい・働きがいの構成

・職場内コミュニケーションの円滑化による勤務環境や支援内容の改善

以上